



動物愛護特集

9/20～26は動物愛護週間です



動物愛護管理法では、国民の間に広く動物の愛護と適正な飼養についての理解と関心を深めていただくため、9月20日から26日を動物愛護週間と定めています。人間と動物が共に安心して暮らせるよう、動物の愛護と適正飼養について考えてみませんか？



これからペットを飼おうとしている方へ

ペットは私たちの生活に安らぎを与えてくれますが、ペットを飼うことは、その一生に責任をもつことです。飼い始める前に、しっかり考えましょう。

- あなたの住まいはペットを飼える住居ですか？転居や転勤の予定はありませんか？
- あなたの飼いたいペットは、あなたのライフスタイルに合っていますか？
- あなたの家族は全員動物を飼うことに賛成していますか？
- 毎日欠かさず世話と時間に手間をかけられますか？
- 近隣に迷惑を掛けないように配慮できますか？
- ペットの一生にかかる費用を考えてみましたか？
- 万が一、飼えなくなった時のことを考えていますか？



犬・猫を飼っている方へ



犬の場合

- 散歩の際は、フンは必ず持ち帰り、尿は洗い流してキレイにしましょう。
- 放し飼いをせず、リード（引綱）につなぎましょう。
- 市への登録（生涯1回）と狂犬病予防注射（年1回）は必ず行いましょう。
- 犬が逃げてしまったら、宜野湾市役所および宜野湾警察署に連絡しましょう。
- 人を咬んでしまったら必ず市役所に届け出をしましょう。



猫の場合

- 室内で飼育し、交通事故や感染症などを防ぎましょう。
- 不妊去勢手術を受けさせましょう。



犬も猫も

- 最期まで責任をもって飼育をしましょう。
- 鑑札（犬は義務）や迷子札やマイクロチップなどをつけましょう。

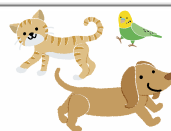


問 環境対策課 ☎：893-4505

【沖縄県からののお知らせ】（美ら島おきなわ3月号に掲載されました。）

県の動き 4 「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」が令和6年12月に制定されました

県内で、多数の動物の不適切な飼養管理や飼い主のいない猫への不適切な飼養などの問題があることから、人と動物が共生する社会の実現を目的として「沖縄県動物の愛護及び管理に関する条例」が令和6年12月に制定され、令和7年7月1日から施行されます。



条例の概要

県が推進する施策

県は、動物の愛護に関する普及啓発、殺処分がなくなることを目指した取り組みや名札、マイクロチップの装着を推進する取り組みを行います。



飼い主の遵守事項

飼い主は、繁殖防止のための不妊去勢手術、名札やマイクロチップの装着、適正な数の飼養などを遵守する必要があります。

また、猫の飼い主の方は室内飼養に努めてください。



特定動物の逸走時の通報

特定動物※が飼養施設から逃げ出した場合や、防止措置を講じた上で、直ちに知事への通報・届出が必要になります。

※特定動物とは？
人の生命、身体または財産に害を与えるおそれがある動物として「動物の愛護及び管理に関する法律」第25条の2に規定する動物のこと。例えば、ライオン、クマ、ハブなど。



多頭飼養の届出

多頭飼養に関する情報を早期に把握するため、犬や猫を合わせて10頭以上飼養・保管している方は、知事へ届け出る必要があります。



飼い主のいない猫への給餌ルール

飼い主のいない猫に給餌等をする際は、周辺住民の生活環境に配慮し、容器を使用し、給餌後は速やかに容器や残りの餌などを回収してください。
※市町村や地域で、飼い主のいない猫への給餌のルールが定められている場合は、それに従ってください。



問 沖縄県自然保護課 ☎：866-2243 FAX：866-2855

詳しくはこちら▶